

防災



歴史まちづくり

ニュース

第24号



発行：名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：令和4年9月



9月1日は「防災の日」です！

防災週間 8月30日(火)～9月5日(月)まで



大正12年9月1日関東大震災が発生し、関東を中心に甚大な被害をもたらしました。また、台風の多い時期であることから、広く地震や台風などの災害に対する防災意識を高めてもらうため、9月1日を「防災の日」とし、この日を中心に「防災週間」が定められています。

有松伝統的建造物群保存地区には、古い木造建築物等が数多く残っており、火災や地震などの災害に対する脆弱性があることから、住民の方や大学の先生方と検討・調査を重ね、令和4年2月に有松地区（町並み保存地区内）の防災計画が策定されています。

今回は、各自ができる防災対策として、感震ブレーカー・住宅用火災警報器の設置と本市の耐震化支援制度について紹介します。

「防災の日」に、各自で必要な防災対策について考えてみましょう！



電気火災を防ぐため、感震ブレーカーを設置しましょう！

阪神・淡路大震災や東日本大震災の地震の出火のうち、判明している原因の半数以上が電気を出火原因とする火災（電気火災）と言われています。

出火原因の例…転倒・落下した可燃物がヒーターに接触し着火
電源コードの断線等による出火
停電復旧時の通電による火災 など

地震に伴う電気火災を防ぐためには、揺れを感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ、**感震ブレーカーの設置が非常に有効です！**

詳細はこちら↓

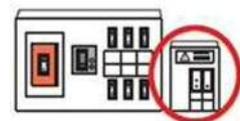
名古屋市では設置費用の一部を助成しています。
詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。



助成対象の感震ブレーカー



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)

感震ブレーカー設置助成制度についての問い合わせ先

名古屋市防災危機管理局危機管理企画室（中区三の丸3-1-1）
TEL：052-972-3523 FAX：052-962-4030

住宅用火災警報器の設置は 大切な命や財産を守ることにつながります！

名古屋市の火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

名古屋市内で住宅用火災警報器の駆動音等により、火災が早期発見・初期消火等につながった事例が **768件**あり、そのうち、火災にならなかったところが **550件**ありました！
(平成18年2月1日～令和4年3月31日まで)

まだ設置がされていない場合は、住宅火災から大切な命を守るため、1日でも早く設置をしましょう！

<住宅用火災警報器タイプ例>



価格はメーカー等にもよりますが、1個2千円台から購入可能です！



名古屋市の耐震化支援制度について

住宅都市局耐震化支援室が実施している耐震化支援制度について紹介します。昭和56年以前に着工した住宅を対象に、下記のとおり耐震診断や耐震改修の費用を一部助成する制度です。

住宅の主な耐震化支援制度

木造住宅		非木造住宅
耐震改修工事助成	無料耐震診断	耐震診断助成
最大100万円 <small>(工事費の4/5以内) (非課税世帯は最大150万円)</small>	戸建住宅除却助成	耐震改修設計助成
	耐震シェルター等設置助成	耐震改修工事助成

その他の耐震化支援制度

ブロック塀等の撤去助成

最大10万円 (撤去費の1/2、撤去延長×6,000円/mの低い額)

名古屋市耐震化支援制度についての問い合わせ先

名古屋市住宅都市局耐震化支援室 (中区三の丸3-1-1)
 TEL: 052-972-2787 FAX: 052-972-4179



※伝統的建造物の耐震診断や耐震改修については、耐震化支援室の補助金とは別に、伝建・町並み保存制度の補助金の活用ができますので、まずは歴史まちづくり推進室にお問い合わせ下さい。

(有松町並み保存地区内に概ね昭和30年までに建てられた建物については、手続きを経たうえで、新たに伝統的建造物に特定できる場合があります。該当する建物の所有者の方も、まずは歴史まちづくり推進室にご相談ください。)